

日本特別掃海隊の役割

谷 村 文 雄

はじめに

一九五〇年九月二十九日、マッカーサー元帥は韓国政府にソウルを返還する還都式終了後の指揮官会議で、米極東海軍、極東空軍、第八軍及び第十軍団の各司令官に対し、第八軍主力を北上させるとともに第十軍団を元山に上陸させ、南と東から平壌の北朝鮮軍を包囲し、朝鮮戦争を終結に導く作戦構想を示した。

米海軍は、上陸作戦用の艦船不足を理由に、元山上陸作戦に反対し、陸上進撃による元山攻略案を提案した。^①しかし、マッカーサーは、元山上陸作戦の戦略的必要性を強調し、統合参謀本部の計画承認を得て、「テイルボーダ作戦」のコード名で元山上陸作戦を発動した。^②

本研究では、元山上陸作戦にともなう対機雷戦の作戦経過を時系列に整理し、日本から朝鮮水域へ派遣された日本特別掃海隊の果たした役割を考察する。

一 第二次世界大戦後の極東水域の対機雷戦態勢

米海軍太平洋艦隊機雷戦部隊は、戦後の動員解除と軍事予算削減によって、DMS（掃海駆逐艦）は太平洋巡洋駆逐艦部隊に、AM（鋼製艦隊掃海艇）とAMS（木造掃海艇）は太平洋艦隊補給部隊に分けて配属された。その結果、機雷戦の戦術的研究の進歩が止まり、掃海訓練も減少し、対機雷戦即応能力が大幅に低下した。^③

朝鮮戦争勃発時、極東海軍司令官指揮下の掃海艇は、わずか第三一掃海隊のAMS六隻と第三二掃海隊のAM一隻であつた。これらの掃海艇は、日本の掃海部隊が実施した係維及び感應機雷掃海の確認掃海に従事していた。

一九五〇年九月四日、黃海の鎮南浦沖で北朝鮮の敷設した機雷が発見されたことにより、対機雷戦の状況は一変した。九月十一日、第七艦隊司令官は全艦艇に対して、北朝鮮軍が機雷戦活動を開始したこと通知し、朝鮮半島東海岸では一八〇メー

トル深線以内の海域に接近しないこと、見張の強化及び浮流機雷の処分を命じた。^④

国連軍司令部が元山上陸作戦の実施を決定すると、対機雷戦の必要性は更に増大した。大規模な元山上陸作戦には敵前掃海を必要とし、新しい兵站線を確保のためには沿岸に沿つて莫大な航路啓開が必要となつた。これらの対機雷作戦を極東水域にいる米海軍掃海艇のみで完遂するには、隻数が不足した。しかも沖繩上陸作戦以降、大規模な敵前掃海は実施されておらず、実機雷の掃海を経験している要員が極端に不足していた。

極東海軍司令官ジョイ中将是、元山上陸作戦の掃海のために、第七統合任務部隊指揮官ストラブル中将指揮下に第九五・六掃海・護衛任務群を編成した。高速輸送艦「ダイアチエンコ」を旗艦兼掃海母艦として第三一、三二掃海隊のAM三隻とAMS七隻及び第一掃海隊のDMS二隻を基幹に編成し、工作艦「ルーズベルト」、四隻のフリゲート艦、そして八隻の日本掃海艇を加えた。

九月十八日、「SCAP指令第二号」で、大本営に掃海艇の準備と機雷の明示及び除去を指令した。

十月二十一日、全国の掃海船艇は第五二機動部隊指揮官ストラブル少将の指揮監督下に入り、各地区の米国掃海部隊指揮官が、それぞれの地方掃海部隊に掃海計画を指示し、米軍敷設の約一万七百個の感応機雷と日本軍敷設の約五万五千個の防備用係維機雷の掃海作業が実施された。^⑤

一九四五年十二月一日、海軍省廃止に伴い、掃海部は第二復員省総務局掃海課となり、磁気水圧機雷掃海のため、四隻の試航船隊が編入された。一九四六年六月十五日、政府組織改編で復員庁第二復員局総務部掃海課となり、八月までに、係維機雷の掃海がほぼ終了した。一九四八年一月、復員庁の掃海、管船業務は運輸省海運総局掃海管船部に移管された。更に五月一日海上保安庁の創立と同時に掃海課が新設された。^⑥

朝鮮戦争が始まると、米極東海軍司令部は隠密機雷敷設の可能性がある港湾の「日施掃海」実施を日本側に指示した。一九五〇年七月十六日第三掃海部隊指揮官は、六隻の掃海艇で新編

二 占領下の日本における掃海活動

一九四五年九月二日、マッカーサーは、降伏文書の調印と同時に出された「連合軍最高司令官（SCAP）一般命令第一号」（陸海軍武装解除降伏等に関する一般命令^⑤）で、全船舶の移動禁止と日本周辺海域の機雷除去を命令した。翌三日には「SC

された佐世保掃海隊に対し、日施掃海及び国連軍の艦隊前路掃海を指令した。また、八月一日、米海軍横須賀基地司令官の指令に基づき第三管区航路啓開部長は八隻の掃海艇による東京湾口及び銚子沖の日施掃海を実施した。

三 占領軍から朝鮮水域における掃海活動の要請（命令）

一九五〇年十月二日、米極東海軍参謀副長バーク少将は、海上保安庁長官大久保武雄を極東海軍司令部に呼び、国連軍の元山上陸作戦の必要性と、同海域に高性能ソ連製感応機雷が敷設されている可能性を説明した。機雷排除に必要な掃海兵力の不足を理由に、朝鮮水域の掃海を支援するよう日本側に要請した。⁽¹⁾

大久保は、バークの要請内容は、朝鮮水域にかかわること、現に戦争が実施されている時であり、「海上保安庁長官はこの決定を下すわけには行かない。決定することが出来る人は首相であろう。」と答えた。大久保は吉田首相に報告して、その指示を仰ぐこととした。バークは、大久保の前に吉田を訪ね、元山上陸作戦の実行には日本側の協力が必要であることを説明していた。⁽²⁾

大久保から報告を受けた吉田は、米軍の軍隊や貨物輸送のための傭船契約が結ばれていたが、掃海作業の契約はなかつたので、気乗りしなかつた。しかも朝鮮海域での掃海作業は戦闘であり、海上保安庁法の第二五条には「海上保安庁は非軍事的部隊である。」と明記されており、旧日本海軍軍人に対して、アメリカ軍の支援作戦に彼らの生命を賭けさせることは、極めて説明困難であった。⁽³⁾しかし、吉田は講和条約を有利に導くことを優先し、大久保に対してバークの提案に従うよう指示した。

大久保は、緊急幹部会を招集し、十月二日、「米側の指令により朝鮮海域の掃海を実施することとなりたるにつき、船艇を至急門司に集結せしめよ」との準備命令を全国の航路啓開隊に発令した。該当する掃海艇は準備でき次第下関に急航し、六日には当初予定の母船一隻、掃海艇十隻、巡視船四隻、が下関唐戸桟橋に集合完了した。

六日一四〇〇、下関唐戸岸壁に集結した全船艇の指揮官は、指揮艇MS六二「ゆうちどり」の士官室に参集し指揮官会議が開かれた。田村が、四日ジョイから日本政府運輸大臣に対し、掃海艇二〇隻、母船一隻、巡視船四隻を朝鮮水域で使用するとの指令が出されたことを説明し、引き続き部隊区分及び各指揮官予定者を発表した。⁽⁴⁾指揮官等から、掃海は何処の海面をやるのか、国連軍の現地指揮官の指揮下に入る場合の身分、事故が

起きたときにどうするのか等について質問が出されたが、田村は作戦内容の秘匿のためか、目的地や作戦内容について明確な回答を避けたと言われている。⁽¹⁵⁾

指揮官会議が行われた当日の一七〇〇、ジョイから運輸大臣に対し、「日本掃海艇の使用に関する、極東海軍司令部からの指令に応じるため、日本政府は、下関に集結しているこれらの船舶の使用に必要な命令を発する。参加船舶は日の丸に代えて、国際信号旗「E」の変形旗（燕尾旗）⁽¹⁶⁾を掲げる。本任務に従事している者に二倍の給与を支給する。朝鮮海域における後方支援は米海軍が担当する」ことが指令された。十月六日一〇〇〇、米第三掃海隊司令のスプフォード大佐から、日本の掃海隊は第七統合任務部隊指揮官ストラブル中将指揮下に第九五・六掃海・護衛任務群のTE九五・六六として編入された旨通知された。同時に、第一掃海隊と第二掃海隊に出動命令が下令された。これらを受けて、特別掃海隊となつた田村は特別掃海隊の任務編成を定める命令を特掃第一号として下令した。⁽¹⁷⁾

十月七日一二〇〇出動命令を受け第一掃海隊はMS二〇号を先頭に、僚艇の見送りを受け仁川方面に向て唐戸岸壁を出港した。十日仁川港沖の会合点に到着、補給後ただちにTE九五・一〇西海岸哨戒隊の英海軍フリゲート艦「ホワイト・サンド・ベイ」の監督下で、仁川から海州航路五〇マイルの掃海を一ヶ月余り実施した。

十月八日〇四〇〇、第二掃海隊は総指揮官艇MS六二号を先頭に、対馬東方の会合点に向けて出港した。八日一六〇〇過ぎ、米軍の航洋曳船と会合し、ハイラインによって通信文を受領した。「目的地は元山である。全船舶は直ちに無線封止、日没後は灯火管制、ビルジ排除及び舷外投棄は日没後実施し、昼間は禁止する。本船に続行せよ」との内容で、日本へは勿論のこと隊内無線も一切封止された。米航洋曳船に先導されて二昼夜の航海を経て十月十日早朝に元山沖に到着し、午後国連軍泊地に仮泊した。

十月十七日〇〇三〇、第三掃海隊は米駆逐艦ウォーレンスライン嚮導の下に下関を出港したが、悪天候と一部舵故障のため反転し、下関に帰港、十七日一八〇〇再度下関を出港し、十月二十日〇九〇〇元山に到着した。元山では、第二掃海隊の三隻が帰投した後残留していたMS六二号と合同し、PS〇四、〇二、〇八号を第三掃海隊に編入して合わせて第三掃海隊として元山海域掃海を継続した。

十月十七日〇七〇〇、第四掃海隊は下関を出港し、佐世保に寄港して佐世保米海軍掃海部隊指揮官の群山掃海命令を受領した。二十日一一〇〇に群山港に入港、韓国海軍掃海艇の監督下、米海軍の掃海計画による係維及び磁気掃海を十六日間実施し、十一月九日に下関に帰港した。

その後、十月二十五日、第二次派遣の第二掃海隊が新編され、

十一月三十日まで鎮南浦の掃海を実施した。また十月二十九日、第五掃海隊が新編され、十一月十五日から第一次の第二掃海隊に編入されて十一月三十日まで鎮南浦の掃海を実施した。十一月十五日から第二次の第一掃海隊が新編され、十二月四日まで元山掃海を実施した。掃海部隊の作業地域と行動期間の細部は別図第一のとおりである。

四 元山上陸作戦における掃海作業

米掃海部隊が最初に直面した問題は、掃海に必要な情報が不足し、海図だけでは啓開すべき水路の選定が難しいことであつた。別図第二のとおり、当初は麗島（リオ島）の南側を上陸海岸に向けて真っ直ぐな水路の掃海を開始した。しかし、ヘリコプターが新たに五列の機雷敷設線を掃海水路前方に発見したことにより、元山沖の掃海水路は再検討されることになった。

十月十一日は、泊地から麗島の北側の湾口入り口まで約一五マイル、幅二千ヤードの新しい水路の掃海作業が開始されるこ^(三)とになつた。日本の第二掃海隊は初日の作業として、泊地予定期域の掃海と既掃海水路の水路幅の拡張を実施した。

十月十二日〇九〇〇から、爆撃による機雷排除が試され、三九機の艦載機が五千ポンド爆弾を投下した。信管は二〇フィートの水深で爆発するように調定されてあつた。しかし、爆撃による機雷排除の効果は上がらなかつた。^(三)麗島から上陸海岸への

水路の爆撃が終了後、湾内への水路の掃海が開始された。先頭は米第三二掃海隊のAM「パイレーツ」で、その後に「プレッジ」、「インクレディブル」そしてDMS「エディコット」が続いた。さらに五百ヤードの間隔を置いて、第二掃海隊の掃海艇四隻が単縦陣約六ノットで続いた。^(三)

一一一二頃、麗島の北側を通過し上陸海岸の方向へ左に進路を変更したとき、一〇個以上の機雷係維索が切断された。一二〇九に先頭の「パイレーツ」が薪島（Sin-dō）の手前で触雷爆発し約四分間で沈没した。二番艇の「ブレッジ」はその場に停止して、生存者の救助のためボートを降ろした。その時、薪島の島影の敵砲台から砲撃が開始された。これに対して、「ブレッジ」と「エンデイコット」は三インチ砲で応戦した。さらに、麗島からも小火器による射撃が開始された。一二二〇に「ブレッジ」が掃海済海面で反転しようとして触雷し沈没した。「インクレディブル」と「エンデイコット」はその場で停止し、薪島、麗島に対する砲撃を継続しつつ、救助作業を続けた。十二日の予定作業は、二隻が沈没し「エンデイコット」がエンジン故障で行動不能となつたため中止された。

翌十月十三日は、掃海艇の安全な進入水路を確保するために、哨戒機及びヘリコプターによる機雷搜索が実施された。機雷処分は、機銃及び旗艦「ダイアチエンコ」の水中爆破処分隊員によつて実施された。十月十四日に掃海作業が再開され、十二日

と同様に、泊地から上陸海岸に至る水路の啓開であった。米軍は既にAM三隻を失っていたため、AMS（モーターブルーパトロール艇）六隻と日本のMS四隻で慎重に掃海は実施された。十四日から十六日までの日米掃海部隊の懸命の掃海により、泊地から湾口の薪島・麗島に至る水路が三千ヤード幅に掃海され、湾内の水路も啓開された。

十七日から、湾内の上陸泊地の掃海が指示され、日本掃海艇は米海軍掃海実施海面南側の浅海面拡大掃海を命じられた。⁽²⁾ 第二掃海隊指揮官能勢省吾の手記によると次のような状況であった。十七日早朝から、米掃海隊とは別行動で、MS○三、一七、○六、一四号の単縦陣で永興湾内に進入、麗島に最も近い所から掃海を開始し、あと逐次西方に拡大していった。駆潜特務艇を改造したMSはもともと外洋に出る漁船型に造られているため船体の割に喫水が深かつた。十七日一五二一に海岸に最も近い位置に在ったMS一四号が触雷爆発した。被害は、負傷二二名行方不明一名であった。

十七日夕刻、田村は、航洋曳船に収容されたMS一四号の負傷者を見舞つた後、MS六二号士官室に各級指揮官を招集し、緊急対策会議を開いた。各艇長から、「このままの状態でMSの掃海を続行すれば触雷するおそれがあるので、掃海作業の続行は断る。どうしても掃海を続行するためには、米側からLCVP（大発）を借りて、浅深度の小掃海を実施し、その後をM

Sで掃海する」という要望が強く出された。

十月十八日朝、田村は、スポフォードに小掃海の実施について申し入れを行つた。スポフォードはこれに理解を示したが、貸与可能なLCVP（大発）は二隻しかないため、実施方法を再検討する必要があった。田村はスポフォードとの協議を中断して、旗艦に任務部隊指揮官スミス少将を訪問したところ、「今から小掃海をやるだけの時間的余裕は無い。また貸与するような小舟艇もない。米軍の上陸予定日は一日後に迫つていて、従つて当初予定した通りの計画で、速やかに掃海を続行せよ」と厳命され、日本側からの意見具申は却下された。スミスとしては、上陸作戦遂行の緊急度から、掃海艇の安全を最優先に考えられない情勢にあつたと思われる。

田村からスミスの命令を伝えられた各掃海艇長は、合議の上、触雷必至と思われる掃海はできないので、掃海艇の安全確保のため小掃海を先行させつつ係維掃海を実施するか、又は米掃海艇による係維掃海後の磁気掃海を実施させて欲しい旨を田村に申し入れた。十八日の午後、田村は再度スミスを訪問し、各艇長の意向を伝えたところ、スミスは、「日本の掃海艇三隻は一五分以内に出港して内地に帰れ、然らざれば一五分以内に掃海にかかり」と厳命した。田村からスミスの命令を聞いた能勢と各艇長は、小掃海による実施が許されないなら内地に帰投したい旨を田村に回答し、直ちに米側に通知した。三隻のMSは急

速抜錨し、エンジン分解中のMS一七号はMS〇三号が横抱きにして、元山に残るMS六二及びPS三隻に見送られて下関に向けて出港した。

同じ十八日、湾内の掃海は、葛麻半島の上陸海岸まで到達した。一方、磁気機雷が陸上及び海上で確認された。陸上では機雷用磁気コイルの一部が回収された。海上では、磁気掃海中のAMS三二「レッドヘッド」の後方で一度爆発が発生した。さらに航行中の韓国掃海艇YMS五一六号が感応機雷に触雷し戦死一五名、負傷一一名の被害を出した。掃海完了を目前にして、感応機雷が敷設されているという証拠が明確になり、更に磁気掃海を実施する必要が生じた。ストラブルは、ついに元山上陸延期を上申した。

十月三十一日、大久保は田村を伴つて、首相官邸に岡崎官房長官を訪ね、朝鮮水域における特別掃海隊の活動に対する政府の意向を確認した。これに対し、岡崎は、吉田の伝言として、「日本政府としては、国連軍に対し全面的に協力し、これによって講和条約をわが国に有利に導く考え方である。全力を挙げて掃海作業を実施し、米海軍の要望に添つていただきたい」とのメッセージを伝えた。

その後、大久保は米極東海軍司令部にジョイを訪ね、「朝鮮派遣掃海隊のうち三隻が、内地に引返したことにつき遺憾の意を表し、責任者の処分を行うとともに、第一線の掃海部隊にはすでに指令を発し、内地の管区本部長にも米軍と協力するよう申し渡した」と伝えた。ジョイから「日本の掃海隊が非常によく働いてくれていることは、私としても喜んでいる次第で、今度の事故は残念だが、今後かかることのないよう協力願う。特に田村総指揮官がよくやつてくれている。田村氏を通じ米海軍が喜んでいることを掃海隊に伝えてもらいたい」との話があつた。責任者については、米極東海軍司令部から能勢及び三名の艇長を航路啓開部隊から排除せよという強硬な指示が出され、处分ではなく四名は責任をとつて退職した。

十月二十四日、大久保は、現地掃海部隊に、政府の意のあるところを改めて知らせ、指示された掃海任務に精励するよう長官命令を発令した。十月三十日、大久保は全国海上保安管区本部長会議を開いて朝鮮の事態を説明し、今後とも部下を督励して米軍に協力し、海上の安全維持に遺漏無きを期するように訓

辞した。

六 日本特別掃海隊派遣の果した役割

(一) 太平洋艦隊中間評価報告に見る役割

太平洋艦隊第一次中間評価報告によると、「連合軍最高司令官の承認を得て参加した日本掃海艇は作戦の成功に大きく貢献した」、「一九五〇年九月以降の米掃海艇の再就役と、日本掃海艇の利用によって、不利な状況から北朝鮮の機雷原と戦うことを可能にするまでにし、十一月には受容可能な程度まで機雷戦能力を改善できた」と記述されている。このことから、特別掃海隊の派遣は掃海兵力が極端に不足した時期に国連軍の苦境を救う上で大きな役割を果したものと考える。

また日本のMSは、米軍のAM、AMSに比べると速力は遅く、通電電力量は少なく、掃海能力は数分の一しかなかつた。中間評価報告では、「元山、鎮南浦、海州並びに群山で日本掃海艇は係維及び磁気機雷掃海に従事した。掃海隊員の技量は優良（Good）である。掃海艇の小馬力を考慮すると掃海作業は良好（Satisfactory）である」と評価している。

(二) 特別掃海隊の国際的役割

米陸軍の公刊戦史によると、マッカーサーは、これらの掃海艇の使用は、雇用契約によるもので、戦闘目的ではなく人道目的で運用されたと国防省に報告したことになっている。⁽³⁾ 極東海軍司令官の要請による掃海作業とはいえ、国連軍（米軍、英軍及び韓国軍）では、日本特別掃海隊を国連軍に

よる臨時雇用部隊と理解していたと考えられる。一方、特別掃海隊の隊員は日本国政府の命令による朝鮮水域での公務と認識していた。

第二次派遣の第二掃海隊の指揮官石野自彊は、鎮南浦掃海を次のとおり回想している。「韓国掃海艇とはあまり接触がなく、直接話したのはこの時が初めてであつた。舷側で年輩の韓国兵士から『戦前の日本に対して憎悪感を持つている人もおります。しかし私の船では、大部分の人が、韓国の危急の際、協力してくれているあなた方に感謝しています。こういうことを、一般の韓国人は知らないのです。韓国は今大変苦しい状況にあるので、他を顧みる余裕がないのです。悪く思わないで下さい』と話しかけられた。」特別掃海隊員と、両国の政府、国民とは心が通じていなかつたが、戦線で同様の目的で任務を遂行している隊員同士は、忠誠を尽くす国は違つても互いの役割を理解していたと推察される。

(三) 対日講和条約に果たした役割

日本特別掃海隊が派遣された時期は、トルーマン大統領の対日講和に関する予備的討議開始の声明（一九五〇年九月十四日）が出され、米国政府、首相官邸及び外務省が日米交渉に向けて対日講和条約草案の検討が開始される重要な時期であった。十一月一日には「対日講和七原則」が出され、基本的に「寛大な平和」の方針に貫かれたものであつた。パーク

は大久保に「日本の海上保安庁掃海隊が朝鮮掃海で国連軍を援けたことは、国際的にきわめて有意義であった。今回の海上保安庁の業績は高く評価されており、私個人の考えでは、日本の平和条約締結の気運を、ぐつと早める効果をもたらしたと思う」⁽¹⁾と述べた。吉田が望んだ国連軍に全面協力して講和条約を有利に導くという日本特別掃海隊の役割は果たしたと考えられる。

おわりに

朝鮮戦争においては、北朝鮮側に有力な海軍がなかつたことから、朝鮮水域における海上優勢は全期間を通じて国連軍側が確保していた。しかし、ソ連から供給され、北朝鮮の前時代的手段で敷設された旧式係維機雷と一部の感応機雷は、沿岸に接近した多くの国連軍艦艇に被害を与えた、元山上陸作戦を五日間延期させ、多くの海上交通線を遮断した。

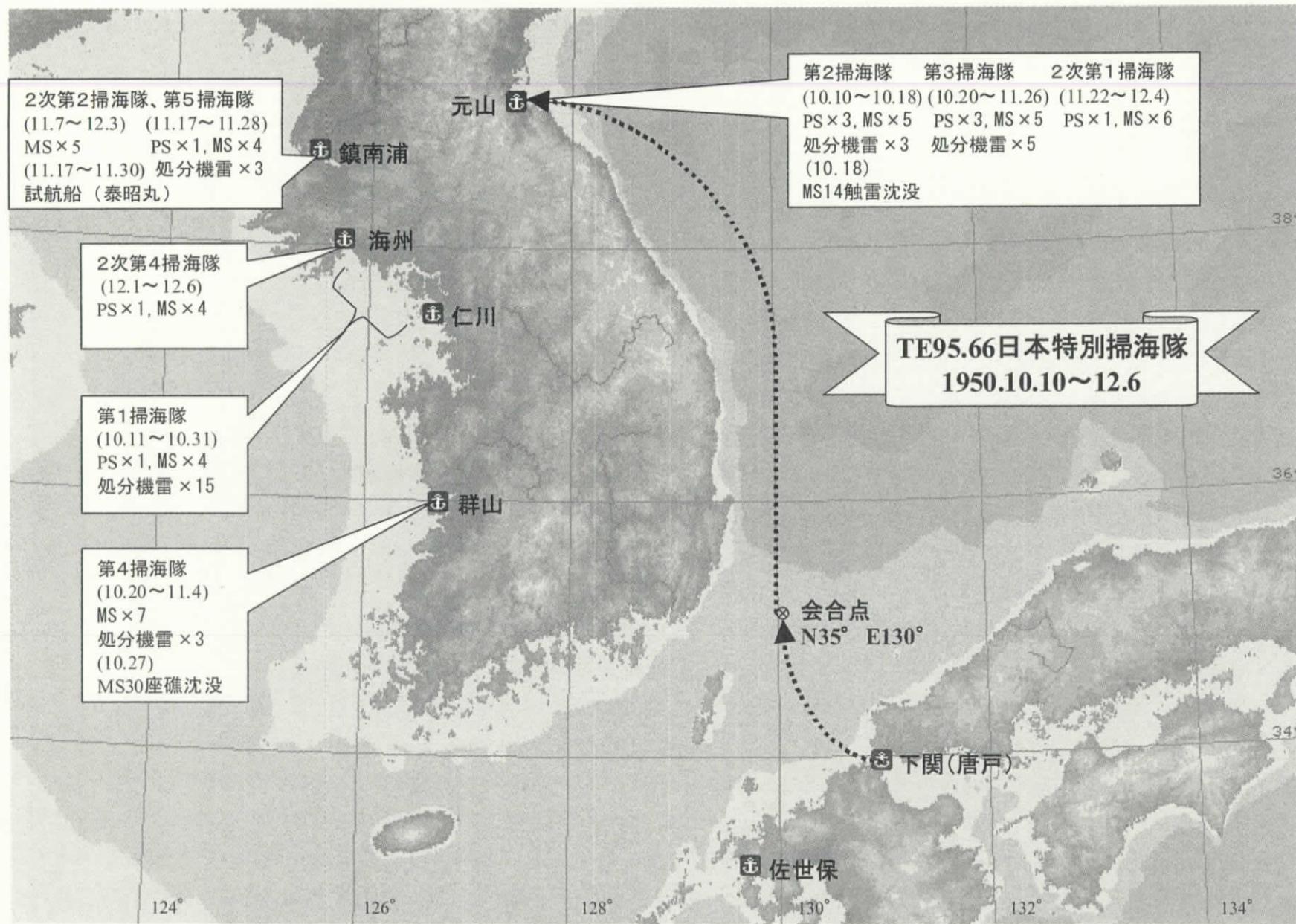
ジョイは、元山上陸作戦について、「元山上陸作戦の主たる教訓は、機雷戦などのような、いわゆる海軍諸任務の中でも補助的な部門が将来、無視されたり、軽視されたりしてはならない、ということだった。元山の戦闘はまた、敵の警戒部隊によつて機雷をうまく使用されると、われわれは行動の自由を奪われるということを、教えてくれている」⁽²⁾としている。しかし、その後も米海軍における機雷戦部隊の優先度は低く、一九六八年から七一年に

かけて急激に削減され、八〇年代までに極東水域の米海軍掃海艇は三隻にまで減少した。

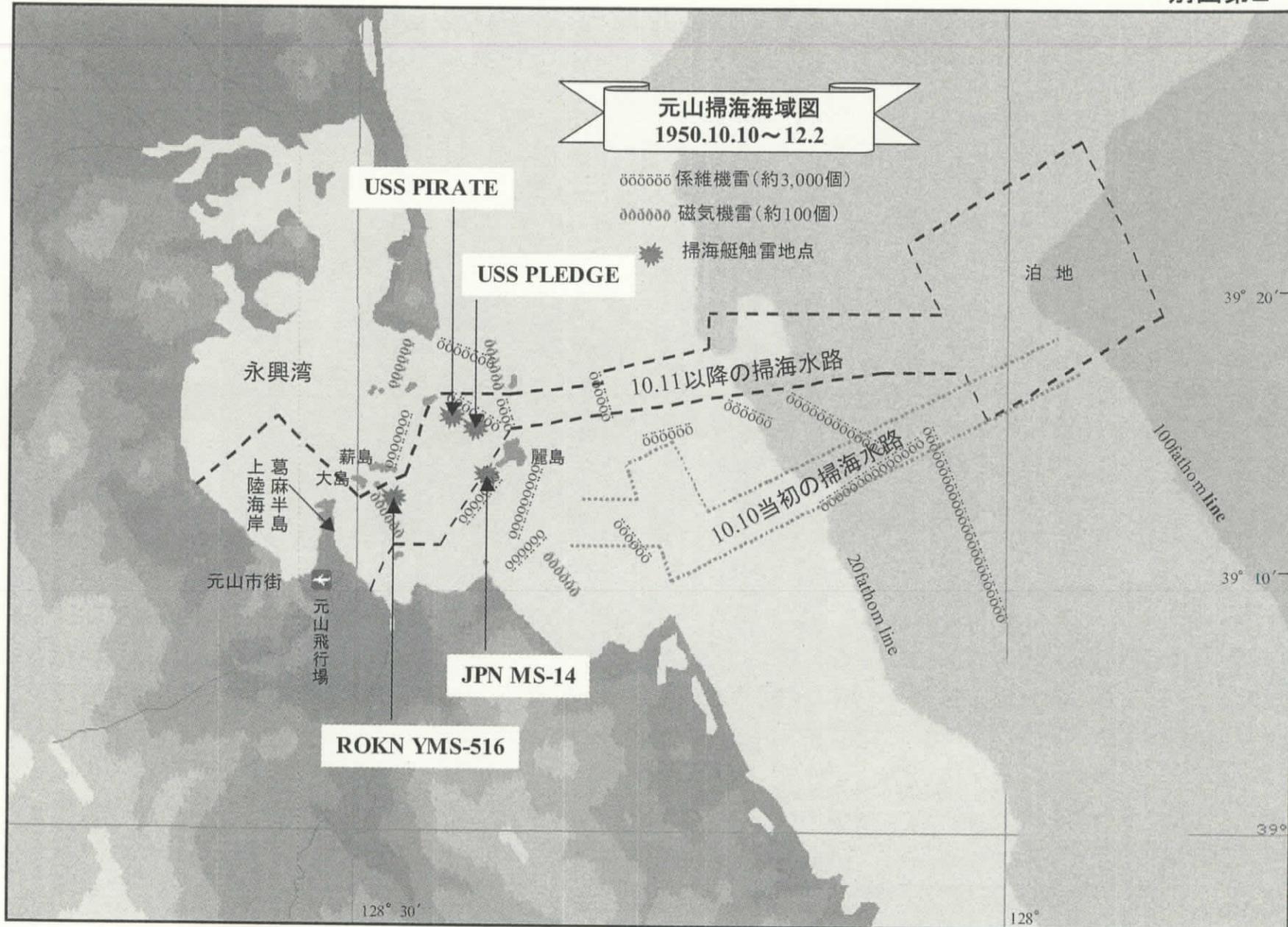
攻撃或いは防御いすれも、機雷の戦術、戦略的活用を図る作戦は絶えない。当然そこでは将来の機雷戦に必要な装備及び作戦上の研究が継続されなければならない。軍事史上、朝鮮戦争における本作戦事例に代表されるように、ともすれば主役の陰に隠れ、終戦後にもその価値を再評価されることがなかつた史実を確實に遺していくこと自体が、戦争指導上貴重な教訓を導くものと信ずる。

朝鮮戦争に於ける日本の掃海活動は、国連軍の作戦監督下で行われた。帝国陸海軍が消滅した後の日本掃海部隊は、当然ながら國軍でも海軍でもない。海上保安庁は存在したが、戦闘作戦任務に従事することは、法律を逸脱するものであつた。本掃海活動に関する記録が作戦戦闘史としてまとめられたことがない。本報告では公式記録に乏しい中、関係者の手記を頼りに事実関係を時系列的に追つて、また日米の状況判断を可能な限り浮き彫りにすることで、日本側の活動を通して、米国、韓国が主力であつた朝鮮戦争の一局面を明らかにしようと試みたものである。

別図第1



別図第2



History of United States Naval Operations, Korea Map 16 を基に作製

- (1) W. Karig, M.W. Cagle & F.A. Manson, *Battle Report, The War In Korea*, (Newyork, 1952), p. 299.
- (2) James A. Field,Jr, *History of United States Naval Operations Korea* (Washington, 1962), p. 220.
- (3) Field, *History of United States Naval Operations Korea*, p. 231.
- (4) "Korean War U.S. Pacific Fleet Operations Commander In Chief U.S. Pacific Fleet Interim Evaluation Report No.1," p. 1095.
- (5) 連合国最高司令官司令部一般命令第一号（一九四五・九・一）艦船、機雷関係抜粋に「一切の海軍艦艇及び商船は連合国最高司令官の指示がある迄これを毀損することなく保全し且つ移動を企画しないものとする。一切の日本國の機雷、機雷原その他の陸上、海上空中の行動に対する障害物は何れの位置にあるを問わず連合国最高司令官の指示に従いこれを除去する」とある。
- (6) 連合国最高司令官司令部指令第一号（一九四五・九・二）機雷関係抜粋に「一切の機雷、機雷原及び指令の関する地域の何處にあるを問わず陸上、海上および空中における行動の障害物を明瞭に表示する措置を直ちに執るべし。日本帝国大本営は一切の掃海艇が所定の武装解除の措置を実行し、所要

| 船種 | 船艇 | 船型 | 船体排水量 | 記事 |
|-----|------------|--------|--------------|-----------------|
| 母船 | M S六二号 | 飛行救難艇型 | 鋼船 三〇〇トン | 三〇〇トン 飛行機救難艇 |
| 掃海艇 | M S一八~三〇 | 哨戒特務艇型 | 木造船 一五〇トン | 戦時急造木造老朽艇 |
| 巡視艇 | M S一~一七、五七 | 驅潜特務艇型 | 木造船 一五〇トン | 戦時急造木造老朽艇 |
| | P S一~五六 | | | |

の燃料を補給し、掃海任務に利用し得る如く保存すべし。日本および朝鮮水域における水中機雷は連合国最高司令官の指定海軍代表者により指示せらる所に従い除去せらるべし」とある。

(7) 海上幕僚監部防衛部『航路啓開史』（海上幕僚監部、一九六一年）四頁及び八頁。

(8) 鈴木総兵衛『聞書・海上自衛隊史話』（水交會、一九八九年）一一五頁。

(9) 「日施掃海」とは、機雷敷設が予想される重要な水路等で、毎日定期的に実施する掃海。

(10) J・E・アワー『よみがえる日本海軍（上）』妹尾作太男訳（時事通信社、一九七二年）一一〇頁。

(11) 大久保武雄『霧笛なりやまざ』（海洋問題研究会、一九八四年）一一一頁。

(12) 前掲『よみがえる日本海軍（上）』一一一頁。

(13) 大久保武雄『海鳴りの日々』（海洋問題研究会、一九七八年）一一〇九頁。

(14) 参加した船艇の概要

(15) 能勢省吾「朝鮮戦争に出動した日本特別掃海隊」(防衛研究所図書館所蔵、一九七八年)二二四〇一七頁。

(16) 占領下の日本船舶が領海外を航行する時、日本国旗の掲揚は禁止され、国際信号旗「E」旗の燕尾旗の掲揚が連合国最高司令部から指示されていた。

(17) 前掲『よみがえる日本海軍（上）』111111頁。

(18) Com Nav FE Itr ser 5474 of 6 Oct, 1950.

(19) 部隊編成（船艇及び行動は、実績を記載した。）

| 田村事務官 | | | | 総指揮官 | 母船 (○番隊) | 掃海隊 | 隊指揮官 | 船艇 | 行動 |
|----------------|-------|--------------------------|--------------------|--------|----------------|--------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 第一掃海隊 (一番隊) | 山上事務官 | M S 一一〇' 二 四、七号 | 十月八日出港 東海岸（元山） | MS六一號 | 第一掃海隊 (一番隊) | P.S三三號 | 十月七日出港 仁川、海州 | 十月八日出港 東海岸（元山） | 十月八日出港 東海岸（元山） |
| 第二掃海隊 (二番隊) | 能勢事務官 | M S 一一〇' 六 一四、一七号 | 十月八日出港 東海岸（元山） | MS一一一號 | 第三掃海隊 (三番隊) | M S 一一〇' 四 一四、一五、八号 | 十月十七日出港 東海岸（元山） | 十月八日出港 東海岸（元山） | 十月八日出港 東海岸（元山） |
| 第三掃海隊 (三番隊) | 石飛事務官 | M S 一一〇' 一 一六、一九号 | 十月十七日出港 東海岸（元山） | MS一一二號 | 第四掃海隊 (四番隊) | M S 一一〇' 五 一一、一一一、一一一 | 十月十七日出港 群山 | 十月八日出港 東海岸（元山） | 十月八日出港 東海岸（元山） |
| 第四掃海隊 (四番隊) | 萩原事務官 | M S 一一〇' 五 一一、一一一、一一一 | 十月十七日出港 群山 | MS一一三號 | | | | | |

十月二五日以降の追加編成

| 編成月日 | 掃海隊 | 隊指揮官 | 船艇 | 行動 |
|-----------------|-------|-------|-----------------------|-------------------|
| 十月二五日 (第二次) | 第二掃海隊 | 石野事務官 | M S 六一、九、一三〇' 一五、一三三號 | 十一月三日出港 鎮南浦 |
| 十月二九日 | 第五掃海隊 | 大賀事務官 | M S 五六、三、六、八、二一号 | 十一月七日出港 鎮南浦、海州 |
| 十一月一五日 (第二次) | 第一掃海隊 | 花田事務官 | P S 六一、九、七号 | 十一月一〇日出港 元山 |

(20) 「ハイライム」とは、洋上移送のことじで、海上で艦船同士が航行しながら、物品、書類等をロープによって受け渡しするいじをさへ。

(21) M.W. Cagle & F.A. Manson, *The Sea War In Korea* (Annapolis, 1957), pp. 136-137.

(22) Ibid.

(23) Karig, *op.cit.*, p. 319.

(24) 能勢省吾「朝鮮戦争に出動した日本特別掃海隊」一九七八年（防衛研究所図書館所蔵）。

(25) 前掲『海鳴りの日々』一一一九～一一一〇頁。

(26) 前掲『海鳴りの日々』一一一〇～一一一一頁。

(27) "Korean War Evaluation Report No.1", *op.cit.*, p. 9

(28) J.F. Schnabel, *United States Army In The Korean War, Policy And Direction: The First Year*, Washington 1972.

CMH Pub 20-1-1 Chapter X, p.p. 200-210.

<http://www.army.mil/CMH-pg/books/pd-c-11.htm>

(29) 前掲『海鳴りの日々』11回11～11回11頁。

(30) 大嶽秀夫『戦後日本防衛問題資料集第11巻』(1111書房、一九九一年)100頁。

(31) 前掲『海鳴りの日々』1171頁。

(32) 前掲『よみがえる日本海軍(上)』111111頁。